

指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

社会福祉法人 松 寿 会

この居宅介護支援重要事項説明書は、お客様が居宅介護支援サービスを受けられるに際し、利用者やそのご家族に対し、当事業所の事業運営規程の概要や従業員の勤務体制等、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1. 当事業所が提供するサービスについてのご質問、ご相談

電話番号	0770-62-0100	担当者	西田 久恵
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時00分から午後6時00分		

2. 当事業所の概要

(1) 法人及びサービス事業所

法人名	社会福祉法人 松寿会		
所在地	福井県三方上中郡若狭町井ノ口 32-6-1		
代表者	社会福祉法人松寿会 理事長 中川 栄子		
事業者名	居宅介護支援事業所 松寿苑		
所在地	福井県三方上中郡若狭町井ノ口第 32 号 6 番地の 1		
管理者名	西田 久恵		
電話番号	0770-62-0100	FAX 番号	0770-62-0101
指定事業者番号	福井県指定 第 1 8 7 2 4 0 0 0 4 7 号		
サービス提供地域	若狭町・小浜市		

(2) 当事業所の職員体制

管理者	1名（常勤兼務）
介護支援専門員	1名

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし休日・12月29日から翌年1月3日は除く
営業時間	午前9時00分 から 午後6時00分

4. 利用料金

(1) 利用料金

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付され、自己負担はありません。

【 料金表 】

居宅介護支援（月額）

要介護 1 又は要介護 2	10,420 円
要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	13,530 円
以下の要件を満たしている場合は加算いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回加算（1 月につき +300 単位） ・ 入院時情報連携加算Ⅰ（1 月につき +200 単位） ・ 入院時情報連携加算Ⅱ（1 月につき +100 単位） ・ 退院・退所加算（入院または入院期間中 3 回を限度に +300 単位） ・ 緊急時等居宅カンファレンス加算（1 月に 2 回を限度に +200 単位） 	
以下の要件を満たしていない場合は減算とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画の新規作成、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の場合に担当者会議を開催する。また、これらに該当する場合以外の居宅サービス計画の作成に当たって、サービス担当者会議の開催又は担当者への照会を行なう。 ・ 月 1 回の利用者宅への訪問 ・ 居宅サービス計画の原案の内容を利用者又はその家族等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。 ・ 居宅サービス計画の実施状況の把握後、その結果を記録する。 	上記の 50% 運営基準 減算が 2 ヵ月以上 継続して いる場合 は算定し ない

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1 ヶ月につき上記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日当該市町村窓口に提出しますと、金額の払い戻しを受けられます。

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を文書により解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

当事業所介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し付けくだされば、いつでもサービスを終了できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、1 ヶ月前までに文書で通知をするとともに、地域のほかの居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が、介護老人福祉施設に入所された場合
 - ・ 要支援 1、要支援 2、自立、もしくは非該当となった場合
 - ・ お客様がお亡くなりになられた場合や、介護保険の被保険者資格を喪失された場合
- ④ その他
- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、又は当法人が破産した場合、お客様は即座にサービスを終了することができます。
 - ・ お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- 地震、噴火等の天災、その他の事業者の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者はお客様に対してサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 相談、要望、苦情など

居宅介護支援サービスに関する相談、要望、苦情などは、何なりとお申し出ください。

○事業所に対する苦情や相談の受付窓口

苦情受付窓口	社会福祉法人松寿会	電話	0770-62-0100
		担当者	副苑長 鹿野 菊夫
苦情解決責任者	社会福祉法人松寿会		
	特別養護老人ホーム松寿苑	苑長	若松 和雄
第三者委員	司法書士	永井 良治	0770-53-0871
	民生委員	塚本 恵美子	0770-62-0719
	家族会会長	柚木 孝昭	0770-53-0463

○行政機関その他の苦情受付機関

福井県社会福祉協議会運営適正化委員会	電話	0776-24-2347
各市町介護保険担当課	電話	0770-62-2703 (若狭町) 0770-53-1111 (小浜市)
福井県国民健康保険団体連合会	電話	0776-57-1614

7. 事故発生等の緊急時の対応

万が一サービスの提供の際に事故が発生した場合には、速やかに保険者又は市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

その責任を補完するために当事業所は損害賠償保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

ただし、当事業所の責めに帰さない場合はこの限りではありません。

平成 年 月 日

当事業者は、指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業者

住 所 福井県三方上中郡若狭町井ノ口第 32 号 6 番地の 1

名 称 居宅介護支援事業所 松寿苑

説明者 介護支援専門員 西田 久恵 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意します。

居宅介護支援事業者が開くサービス担当者会議等で、利用者及び利用者の家族等の情報を用いることに同意します。

利用者

住 所

氏 名 印

利用者の家族等

住 所

氏 名 印

本人との関係